

令和 6 年度公共事業の評価に関する意見書

【 素 案 】

令和 年 月 日

京都市公共事業評価委員会

令和6年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として平成10（1998）年度に設置され、令和5（2023）年度までの26年間で延べ258事業に対して審議を行った。

本年度は、再評価3事業及び事後評価2事業について審議を行い、本委員会の意見を下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として公共事業の評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、関係者との合意形成を図るとともに、事業の効率性及び実施過程の透明性の向上に、より一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

別紙1の再評価の対象となった3事業は、令和元（2019）年度に再評価を行い「事業継続は妥当である」と判断した事業であるが、再評価実施から5年間を経過した時点で継続中であることから、改めて再評価を行った。

また、事業完了後5年以内の事業の内、別紙2の2事業を対象に事後評価を行った。

本委員会は、京都市から各事業の内容や効果、対応方針（案）等の説明を受け、その妥当性について審議を行い、結果を取りまとめた。

なお、別紙3のフォローアップ対象の16事業について、令和5（2023）年度までの実績等の報告を受け、事業進捗の確認を行った。

2 全体についての意見

再評価の対象である3事業のうち、事業継続が妥当であると判断した2事業は、安心・安全で快適なまちづくりを進めるうえで、最大限の効果を早期に発現できるよう取り組んでいただきたい。また、事業休止が妥当であると判断した1事業については、安心・安全で円滑な通行を確保するために必要な事業であることから、できる限り早期の事業再開が望まれる。

事後評価の対象である２事業は、事業効果が発現し、事業実施の目的が達成されていることから、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないと判断した。

再評価、事後評価ともに、採択時よりも事業費が増加している事業が複数あるため、近年は物価高騰等、社会経済情勢の大きな変化があり、見通しが難しい部分もあるが、今後も費用面の見通しを精査しながら進めていただきたい。

３ 個別事業に対する意見

＜再評価＞

（１）道路事業 一般国道４７７号（大布施拡幅）

本事業は、緊急輸送道路に指定されている一般国道１６２号と３６７号を東西に結ぶ重要な路線である一般国道４７７号において、幅員が狭い箇所や線形不良による見通しが悪い箇所を解消するとともに、防災点検に基づく法面の要対策箇所の整備を進めることにより、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

事業区間の約７割を既に供用しており、線形不良の解消や、防災点検に基づく法面の要対策箇所３箇所のうち２箇所の道路改良が完了し、安全で円滑な道路交通の確保による事業効果がみられる。

未供用区間において事業の必要性はあるが、前回の再評価から進捗がみられず、現在進めている他事業を着実に進めなければならないことを考慮すると、当面、本事業の進捗を図ることができないことから、「事業休止」という京都市の対応方針（案）は妥当である。

なお、未供用区間については、防災点検に基づく法面の要対策箇所を含め、日々のパトロールを行うとともに、必要に応じて対策を実施する等、利用者の安全確保に向けた取り組みを実施していただきたい。

（２）道路事業 一般国道１６２号（川東拡幅）

本事業は、右京区京北地域と京都市街地を結ぶアクセス道路として重要な路線である一般国道１６２号において、幅員が狭い箇所や線形不良による見通しが悪い箇所を解消するとともに、防災点検に基づく法面の要対策箇所の整備を進めることにより、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

事業区間のうち、第１工区は完成して供用しているが、第２工区は未完成であり、防災点検に基づく法面の要対策箇所や幅員が狭い箇所、線形不良による見通しが悪い箇所が残されている。

本路線は、第１次緊急輸送道路に指定されており、防災機能の強化と安全かつ円滑な交通の確保を図るための整備を進めていく必要があることから、「事業継続」という京

都市の対応方針（案）は妥当である。

（３）河川事業 新川

本事業は、河川断面を拡大する等の河川改修を行い、流下能力の向上を図るものである。

本河川の流域では、流域の市街化が進行していることや、近年、水災害が激甚化・頻発化しており、河川改修による事業効果を早期に発現させる必要があることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当である。

<事後評価>

（１）街路事業 北泉通（松ヶ崎東通～川端通）

本事業は、都市計画道路北泉通において、道路拡幅及び高野川に架かる橋の新設を行うとともに、関連事業として東大路通まで歩道再整備（バリアフリー化）を実施することで、道路ネットワークの形成による利便性の向上、連続した歩道ネットワークの形成による安全性の向上、防災機能の向上を図ったものである。

事業完了後の交通量の変化や関係者へのヒアリングにより、本事業実施に伴う効果が確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当である。

（２）道路事業 先斗町通（無電柱化）

本事業は、無電柱化の実施により、先斗町通の魅力的な景観の保全再生を図るとともに、快適な歩行空間の確保、地域の防災機能向上を図ったものである。

事業完了後のアンケート調査により、本事業実施に伴う効果が確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当である。

令和 6 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	経 過 年 数	備 考
道 路 事 業	1	一般国道477号 (大布施拡幅)	延長 L=2,195m 幅員 W=9.0m	H2 (1990)	③	35	令和元年度 再評価実施
	2	一般国道162号 (川東拡幅)	延長 L=2,150m 幅員 W=7.5～ 9.0m	H12 (2000)	③	25	令和元年度 再評価実施
河 川 事 業	3	新川	延長 L=890m 幅員 W=6.0m	H7 (1995)	③	30	令和元年度 再評価実施

令和 6 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業
②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	備考
街路事業	1	北泉通 (松ヶ崎東通～川端通)	延長 L=214m 幅員 W=11.0～ 12.5m	H24 (2012)	①	R2 (2020)	
道路事業	2	先斗町通（無電柱化）	延長 L=490m 幅員 W=1.6～ 4.4m	H27 (2015)	①	R3 (2021)	

(別紙 3)

令和 6 年度 フォローアップ調書

再 評 価 実施年度	種 別	No.	事 業 名	進捗率	
				(今回)	(前回)
				令和 6 年度フォローアップ° (令和 6 年 3 月末時点)	前回再評価 または 昨年度フォローアップ°
令和4年度	街路事業	1	中山石見線	76.2%	75.3%
		2	御陵六地藏線（第三工区）	53.5%	53.5%
	河川事業	3	西野山川	91.6%	85.9%
		4	西高瀬川（有栖川工区）	87.6%	86.6%
		5	善峰川	72.8%	72.5%
	都市公園事業	6	宝が池公園（広域公園）	64.0%	62.4%
	住宅市街地総合整備事業	7	東九条地区	95.2%	94.2%
令和3年度	河川事業	1	七瀬川	100.0%	99.8%
	住宅地区改良事業	2	三条鴨東地区	84.2%	84.2%
令和2年度	街路事業	1	山陰街道	13.7%	13.7%
	土地区画整理事業	2	伏見西部第五地区	44.1%	44.6%
令和元年度	街路事業	1	深草大津線	100.0%	97.9%
平成30年度	下水道事業	1	下水高度処理施設整備事業	46.1%	46.1%
		2	合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区	100.0%	98.9%
		3	合流式下水道改善対策事業 伏見処理区	100.0%	98.8%
		4	浸水対策事業 西羽束師川第2排水区	80.2%	80.2%